

平成 26 年 7 月 17 日

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」に係る
追加償還金のお支払いについて

拝啓

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様にご投資をいただいております国内公募投資信託「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)は平成 26 年 1 月 15 日に繰上償還されておりますが、当ファンドが投資対象として組入れておりました外国籍投信の清算手続が完了したことに伴い、受益者の皆様にお支払いすべき追加償還金が以下のとおり発生致しましたのでご連絡申し上げます。

追加償還金	追加償還金 (1 万口当たり)
3,297,683 円	134.63 円

※ 返還費用(26,482 円)はファンドの負担とし、費用控除後の金額が追加償還金となっております。

※ 1 万口当たりの追加償還金は、繰上償還時の残存合計口数を基に計算した金額です。

実際のお支払い金額につきましては、適切な課税処理を行ったうえでお支払いされることとなります。

詳細につきましては取扱販売会社様にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

敬具

本件に関するお問い合わせ先
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
リテール B D マーケティング室
電話：03-6711-9200(代表)
受付時間：営業日の 9 時～17 時

本資料は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が情報提供のみを目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。また特定の有価証券の取引を勧誘する目的で提供されるものではありません。スパークス・アセット・マネジメント株式会社とその関連会社は、本資料に含まれた数値、情報、意見、その他の記述の正確性、完全性、妥当性等を保証するものではなく、当該数値、情報、意見、その他の記述を使用した、またはこれらに依拠したことに基づく損害、損失または結果についてもなんら補償するものではありません。ここに記載された内容は、資料作成時点のものであり、今後予告することなしに変更されることもあります。また、過去の実績に関する数値等は、将来の結果をお約束するものではありません。この資料の著作権はスパークス・アセット・マネジメント株式会社に属し、その目的を問わず書面による承諾を得ることなく引用または複製することを禁じます